



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 七十七銀行  
代表者名 取締役頭取 鎌田 宏  
(コード番号 8341 東証第一部・札証)  
問合せ先 総合企画部長 小林 英文  
(TEL 022-267-1111)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

当行は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 125 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目 的

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高めるものであります。

2. 内 容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を本年 6 月 26 日開催予定の当行定時株主総会をもって廃止し、当該定時株主総会によって再任される取締役および当該定時株主総会後も引き続き在任する監査役について、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該定時株主総会終結の時をもって退任する取締役について退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任以降とすることを予定しております。

(2) 株式報酬型ストックオプションの導入

取締役の報酬と当行株価との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず下落リスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストックオプション(権利行使価額を 1 株当たり 1 円に設定した新株予約権)を導入いたします。

なお、当行取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

(ご参考) 役員報酬制度の新旧比較

	取締役	監査役
現行報酬制度	月額報酬+賞与+退職慰労金	同左
新報酬制度	月額報酬+賞与+株式報酬型ストックオプション	月額報酬

なお、監査役の報酬につきましては、監査役の独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、役員退職慰労金制度の廃止に加え、役員賞与も廃止し、月次で支給する確定報酬のみといたします。

以 上

(別紙)

当行取締役に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容

1. 新株予約権の総数および目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は、5,000個を1年間の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当行普通株式500千株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行う。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とする。

5. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

7. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めるものとする。

※ 上記の内容については、平成21年6月26日開催予定の当行第125回定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件」が承認されることを条件といたします。

以 上